

## 旧中国の女性の名

—— 排行による呼称と親族称謂語から ——

はじめに

『金瓶梅詞話』第九回(1)に西門慶と共謀して夫の武大を毒殺した後、暗れて西門慶の妾となつた潘金蓮が、正妻の呉月娘、妾の李嬌児、孟玉楼、孫雪娥と対面する場面がある。そこには潘金蓮が周囲の者たちから「五娘」と呼ばれていたが、呉月娘に気に入られるようになると「六姐」とも呼ばれるようになったと書かれている。

第九回「西門慶計娶潘金蓮 武都頭誤打李外伝」

(西門慶が企んで潘金蓮を娶つたこと 武松が誤つて李外伝を殴り殺したこと)

(月娘) 分付Y頭媳婦赶着他叫五娘。(中略)(金蓮) 凡事不拿強拿, 不動強動。指着Y頭赶着月娘, 一口一声只叫大娘, 快把小意儿貼恋几次。把月娘喜歡的没入脚处, 称呼他做六姐。(月娘は) さつそく女中や妾たちに金蓮を「五娘」と呼ぶように言い渡しました。(中略)(金蓮は) 何事においても出しゃばらず、女中に対して月娘のことを言う時も「大娘」としか呼ばず、何度となくご機嫌取りをして月娘を喜ばせ、うまく取り入つていったので、月娘は彼女のことを「六姐」と呼ぶように

なりました。)

この場面は、潘金蓮が家の中での自分の立場を少しでも良くするために、表面的に呉月娘に恭謙する姿を描いており、媚びることを得た恩恵の一つとして呼び名の変化が描かれている。「五娘」から兄弟姉妹順による呼び名の「六姐」(2)が使われるようになったという描写は、単に呉月娘と金蓮が親疎の分なき関係となつたことを表しているだけではない。これは当時の女性の名のあり方と深く関わっている問題なのである。

このような相手との関係の変化に伴い、呼び名も変化するという事例が、明清小説には数多くみられる(3)。物語の細かなニュアンスをも読み取る上では、女性の名に関する正しい知識が必要となってくる。しかし、女性の名についての記録が非常に少なく、女性の名については事実即した説明がされていないのが現状である。

さらに、「旧中国において、ほとんどの女性が正式な姓名を持つていなかった」(4)という無姓無名説こそ近年ではあまりいわれなくなつたものの、名だけについていえば、「古代の女性は周秦以来普通は小名或いは乳名があるだけだつた。結婚後、ただ実家の姓を名乗り、名は称さない。(中略) 僅かに上層社会の者たちが、娘

仙石知子

に名を付けるということがあった。妓女に落ちぶれた者に芸名があり、下女にされた者にも区別するのに都合が良いように呼称があった。数千年という封建統治時代から、近現代へと至り、特に解放後になって、女性に独立した姓名権を得るようになり、ようやく個人が正式な名を持つようになったのである。(5)と、多くの女性が正式名を持つていなかったと指摘され、その理由として、女性が外出の機会に恵まれていなかったこと、家の中だけで暮らすことが多かったために「○家の何番目の娘」や「○家のおかみさん」などと称していれば十分であったことなどが挙げられてきている。

また、一方では永尾龍造氏、玉泉根氏、劉孝存氏(6)などの論考で、女児の幼名に使用された文字についての検討や、女性の名が軽んじられていたことが指摘されてきている。しかし、旧中国における女性の名付けの実態をも明らかにしたような研究は管見の限り見当たらない。

そこで、本稿は明清小説を正しく理解するための基礎作業として、旧中国(ここでは明清期を指す)の女性の名の機能と役割について考察することとした。なお、紙数の都合上、旧中国の女性の名のあり方が実際にどのように明清小説に反映しているのかについては、稿を改めて具体的に作品を取り上げて論じる予定である。よって、本稿はその前段階として、女性の排行と親族称谓語による名を中心として、旧中国における女性の名の機能の本質についての考察を試みるものである。

## 一 旧中国の記録にみえる女性の名

### 1 墓誌銘や伝にみえる女性の名の記録体裁について

旧中国の女性に関する記録は、正史や地方志に収録された列女伝や、墓石に残された墓誌銘や祭文などの追悼文(7)の中に確認できる。女性の呼称がどのように記録されているのかをみてみると、多くの場合が「×氏」という姓のみで記録されている(8)。しかし、中には割合的には少ないながらも、女性の名が確認できる。そして、名を記録するかどうかの判断が女性の身分などによって決められていたのかというと、身分との関連性はなかったと予想される。それは以下に挙げる三種の資料に収録されている女性の名の記録によつて分かる。

先ず、明代の詩文作家、楊士奇(名寓、号東里)編の『東里集』は(9)、約三〇〇篇の追悼文(墓誌銘、墓碣銘、墓文)を収録しており、女性に対するものが五五篇ある。その中には「姓」以外に「字」(小論では「アザナ」と読むべき字に「一」を付す)や、「諱」(10)が記されているものが二三件ある(11)。「東里集」に記録された女性たちは、夫や息子が官職に就いており、上層社会に生きた女性たちの記録の一例として提示することができ、「東里集」をみる限りでは、身分が比較的高い女性は「諱」が記録されたり、中には「字」がある者も珍しくなかったとも考えることができるであろう(12)。次に、清・錢謙益『列朝詩集小傳』閩集(13)に記録された女流詩人たちの伝をみると、姓以外の呼称(名、「字」、号)が記されている割合は七六%と非常に高く、その多くが妓女である。妓女は芸名としての名を持つていたために、記録される割合が高かった

と理解することもできる(14)。ところが、清・錢儀吉纂『碑伝集』(15)に収録されている三〇〇篇以上の女性の伝をみると、姓以外の呼称の記録がある女性は、夫や息子が官職に就いている身分の比較的高い女性や、または姣女という立場の女性であることが多いとは一概にはいえない。よつてこれらの資料から、女性の身分とは無関係に名を記録することもあれば、記録しないこともあった、というのが、旧中国の女性に関する記録体裁上の習慣であったと推測される(16)。

以上、墓誌銘や伝といった文献における女性の名の記録状況を一瞥したが、次に族譜を資料として、名が記録されていない女性には名がなかったのか、という事実関係について述べたい。

## 2 族譜における女性の名に関する規約

先ず、族譜(17)に掲載されている規約の中に次のような一文がある。

『宛平王氏族譜』(18) 凡例

「一、内傳中女有名書名。無名書一字。不書長次。」(一)、内伝の中に、娘に名があれば名を記載する。名がなければ一字(19)を記載する。生まれた順次は記載しない。

この規約は、族譜を保持していたような大きな宗族に生まれた女子の中にも、「名のある者」と「名のない者」がいたことを表すものである。また同凡例中には、

「一、如正副室各有一女、俱未字卒、無以分別某女是某氏出、俱註女名或註排行。如一有名、一無名、則註有名。而無名者不註自悉。」(一)、もし正妻副室とも一人ずつ娘がいて、共に嫁ぐ前に死亡して

いる場合は、某女が某氏より生まれたということとを区別できないので娘の名、或いは排行を共に補記する。もし一人に名があり、一人に名がない場合には、名がある者を補記する(20)。そうすれば名がない者は補記せずとも自ずから誰であるか分かるのである。

とも記されており、宗族内に生まれた女子の中に「名のある者」と「名のない者」が存在していたという実態を表すと同時に(21)、女性には姓で記録されることが通例であったものの(22)、名があるのであれば族譜に記載する宗族もあつたことをも示すものである。

また、族譜の中には、例えば『錫山吳氏世譜』(『吳氏宗譜』)巻首・表傳第十二・貞節の「吳国祥妻、劉如玉、盛年而寡、子潘亦夭、與潘婦朱無孫(下略)」(吳国祥の妻、劉如玉は、若くして寡婦となり、息子の潘も若くして死亡し、潘の妻である朱と共に、孫を育てた。)のように(23)、旌表を受けた女性の伝の中に姓名が記録されていることがあり、族譜において女性の名の記録は決して多いとはいえないけれども、女性の名を掲載すること自体が禁止されていたわけではなかつたことが分かる。

また、族譜には名が記録されている女性とされていない女性が混在しているのであるが、名が記録されていないからといって、その女性に実際に名がなかつた、と判断すべきではないようである。なぜなら『蜀西崇陽王氏族譜』巻一・凡例には(24)、

「一、婦女皆應書名。禮曰、男女非有行媒、不相知名、婦女有名由来已古、後世婦女之有名者、恒秘之、但称某氏、最易混淆。致安徽各名族之譜、如宋沈休文太平陳氏之譜、娶婦皆書名。今做之。」(一)、婦女は全て名を記録しなくてはならない。『礼記』に「男女行媒有るに非ざれば、名を相知らず」とあるように、婦女に名がある歴史

はずつと古くからあるのに、後世では婦女で名がある者は、いつもこれを隠して、ただ「某氏」とのみ称したために、非常に紛れ易くなつてしまつた。安徽の各名族の族譜、例えば、宋沈休文の太平陳氏の族譜を勘考すると、婦を娶とれば、みな名を記録するようにしている。今これに倣うようにする。

と掲載されており、自分たちの宗族へ嫁いできた女性に本来みな名があつても、族譜編纂の際には名は省略され記録されるという傾向があつたことが予想されるからである。

## 二 名の本質的機能と役割について

### 1 順次を示す字に親族称謂語を付加した女性の名

次に、女性に対して使われていた「順次を示す字」に「親族称謂語」を付加した名について取り上げたい。冒頭で述べたように、家の中だけで暮らして外出の機会が少なかった女性には、どの家の誰であるかが識別できる名があれば十分であつたため、「順次を示す字」に「親族称謂語」を付加した名しかなかつた、とされてきた。「順次を示す字」に「親族称謂語」を付加した名とは、兄弟姉妹順を示す字を付加した「三妹」「六姐」などの名や、嫁ぎ先における順次を示す字に親族称謂語(25)を付加した「二娘」「五嫂」などの名である。例えば、女性に関する記録の中には、清・趙節「建水範貞女傳」(26)の「貞女姓範氏、名二妹、建水人。」(貞女姓は範、名は二妹、建水人である。)のように、「二妹」が名であると書かれているものや、清・王崧「許貞女事略」(27)の「許貞女者、以長次行第、其家呼為二姑。」(許貞女なる者、行第の順序により、その家で二姑と呼ばれていた。)や、清・毛先舒「郭烈婦傳」(28)の「仁

和里仁坊郭氏、余家世姻也、家從姉嫁郭氏、其姪婦李行曰三娘。」(仁和、里仁坊の郭氏は、わが家と代々婚戚関係にある者であり、いとこの姉が郭氏に嫁ぎ、その甥の嫁は行第により三娘といつた。)のように、それらの名が排行により付けられた名であることが明記されているものなどがみられる。

従来の見解が示すように、「順次を示す字」に「親族称謂語」を付加した名は、名を持つていない女性に対して、単なる名の代用として使われていただけだつたのだろうか。この答えを導き出す有効な手がかりとなると思われるものに、男性の排行による名がある。そこで次に男性の排行による名が持つ機能と役割を明らかにし、「順次を示す字」に「親族称謂語」を付加した名が女性に使われていた意義について考えてみたい。

### 2 男性の排行による名の機能と役割からみた女性の名

族譜の中で、特に多くの紙数が費やされている部分に系図がある。系図に記録された男性の名は、同一世輩間(29)では同一の字や同じ偏旁の字が一字用いられることによつて、その人物が第何世輩に属しているのかが一見して分かるようになっていゝる。中には兄弟の順次を示す字を付加した「萬一」「萬二」のような名もみられる。これらは旧中国において重視されていた「排行」による命名である(30)。

「排行」という語には、二つの違った意味が含まれている。一つは、同世輩者である兄弟をその出生の順次に従つて最年長者を大とし、順に二、三、四、五、六などと行次を排列して名を付ける慣習であり、排行順ともいふ。実名の代わりに子供を呼ぶ時に用いたり、親

族称谓語の上に付けて「二哥」「三舅」などのように使ったり、友人を呼ぶ際に、その人の姓の下に付けて「劉五」「李十二」などのようにも用いられた(31)。出生順に従い付けられることにより、宗族社会の同輩者間の「長幼の序」を規制する機能を帯びるものである。

もう一つは、宗族の同世輩者の名に同じ偏旁の字、或いは二字名の一字だけ同じ字を付けることで世輩を表す慣習である。共通に用いられる字は輩行字と呼ばれる(32)。輩行字によるその名をみれば、どの世輩に属しているのが容易に分かるため、宗族社会の「尊卑の分」を規制する機能を帯びるものである。「排行」による呼称の性質については、郭明昆氏(33)が歴史的に検討を加えており、郭氏によれば排行制が発達したのは実名敬避の風習(34)が厳格であったことが第一の理由であり、実名を敬避するために副名として「字」が成人後に付けられたが、成人までは実名と幼名しかなく、幼名もまた称呼する際には避けるべきものであったために排行による名が使われたのだという。排行順は同輩者の「長幼の序」を明確にし、他方、輩行字は世輩ごとの「尊卑の分」を明らかにする。よつて、同宗の族人が仮に別居分散するようなことがあつても、名を聞けば自己と同族であることが容易に認識できた。宗族によつては、先祖の諱名を犯すことを回避するために、命名の字を予め選定し、子孫が暗記しやすいように吉祥の意味を示す韻文形式にした「輩行詩」を作り、族譜に掲載していた。輩行字は宗族の和睦団結の上で、非常に有効な手段として機能していたのである。

排行による呼称は、その発達により幼名や実名を敬避しながら、本人の特定と排行による呼称の本来の目的である「長幼の序」と

「尊卑の分」を明確にすることを可能とした。排行による呼称の発達とは、郭氏の指摘する「親族称谓の通類性の固有名詞化」である。一般的な親族称谓語は、普通名詞的で漠然としていて固有名詞的な特定機能がない。例えば、「叔」という称谓語だけでは、どの叔父なのか人物の特定ができない。けれども、排行順の「五」を加え「五叔」とすれば固有名詞と同じ唯一性が得られる。実名を敬避しながら、実名と同様の働きを持つことになる。排行順による呼称の重要な機能とは、単なる親族称谓語が持つ漠然性を払拭し、固有名詞化するところにある。特に累世同居の大家族にとっては、非常に便利な称呼法だったのである。

以上を踏まえ、なぜ女性に対して「順次を示す字」に「親族称谓語」を付加した名が使われていたのかを考えてみたい。例えば「二妹」という名を持つていた女性が、「五叔」と呼ばれている男性に嫁いだ場合、この女性は夫の排行順と親族称谓語に準じた「五嫂」という名を持つようになる。この「五嫂」という名には、「人物の特定」、「実名の敬避」、「宗法社会において重視されていた長幼の序を明確にする」という機能がある。しかし、「二妹」という名には実名の敬避をはじめ、嫁ぎ先における「長幼の序」を明確にする機能がない。つまり上述のような宗法制度下における必要性があったためにそれらの役割を果たす機能を備えていた「順次を示す字」に「親族称谓語」を付加した名を使わなければならなかったのである。

### 三 旧中国の女性の名のあり方

#### 1 女性の名にみえる輩行字

前節では、男性の排行による名と、女性の「順次を示す字」に

「親族称谓語」を付加した名が、同じ必要性によって使われていたものであったことを述べた。ここでは、男性に用いられていた輩行字による命名の慣習が、女性の命名の際にも擬似的に起用されることがあったが、実態は男性の場合と異なるものであったことを述べたい。

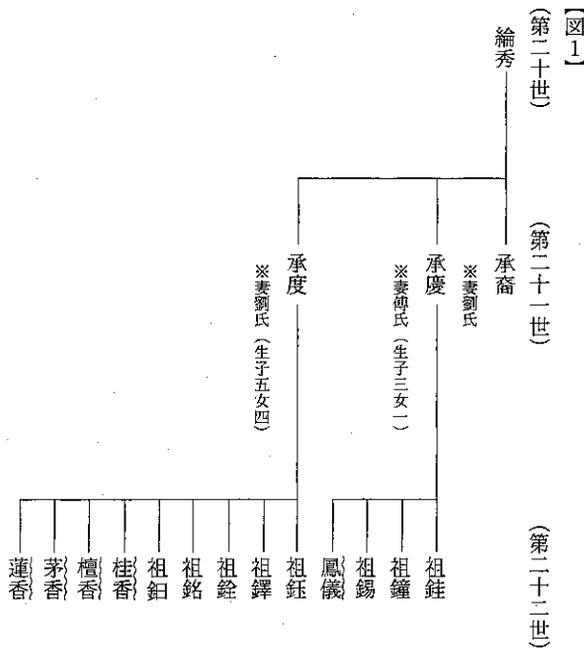
例えば、『明史』に収録された列女伝の中の「舊文」と「舊紅」という姉妹の名の記録や(35)、明代の文人、葉紹袁(一五八九—一六四八)と、その妻であり詩人であった沈宜修、字宛君(一五九〇—一六三五)の五人の娘たちが「純納、蕙綢、小鸞、(四女は不明)、小繁」という、それぞれに「糸」篇の字が使われた名であったことから分かるように(36)、同一世輩である姉妹に、共通の字や同じ偏旁の字を用いた名が付けられることがあった。

しかし、これらは単に姉妹であるために共通の字または同じ偏旁の字が用いられた名が付けられていただけで、男性の輩行字による命名法を模倣しているに過ぎなかったと推測される。なぜなら、男性の場合は「世輩の尊卑の分を表す」という目的によって同世輩で共通の字または同じ偏旁の字を用いた名が付けられていたのだが、女性に対しては、必ずしもそのような目的で付けられていたわけではなかったことが、以下に挙げる族譜の系図によって分かるからである。系図の中には宗族内に生まれた娘たちの名が記録されていることがあり、その中には「同世輩同士の女子の名が全く異なっている場合」と、反して「異世輩同士の女子でありながら共通の字を使った名である場合」が確認できる。

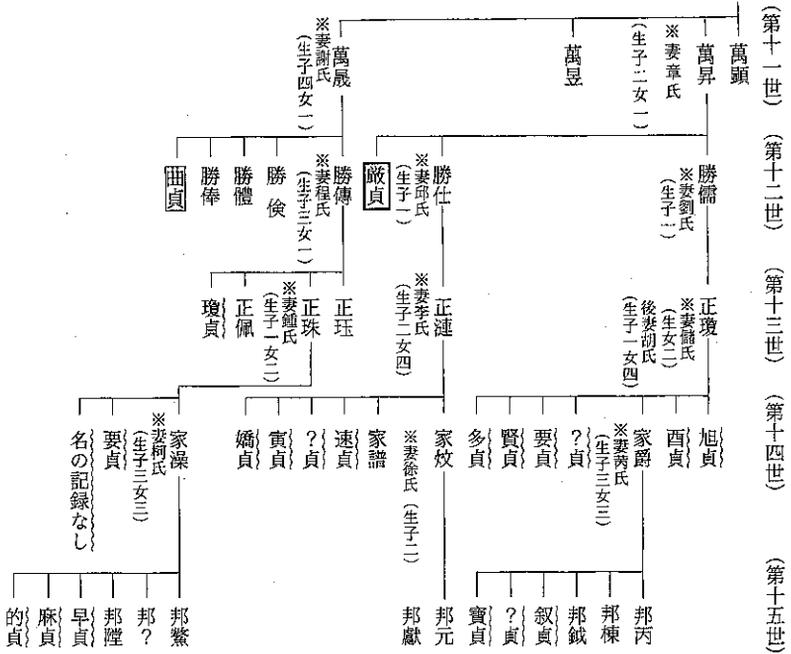
まず、同世輩同士の女子に同じ字を使用していない例として、『隴西李氏四修族譜』巻八(37)に収録されている系図がある。系図

の一部を表にすると【図1】のようになる。

(なお—線は親子関係を、波線は女子を示す。)



第二十世の綸秀の次子である承慶には、妻の傅氏との間に三男一女があり、娘の名は「鳳儀」であることが系図に残されている。また、承慶の弟である承度には妻劉氏との間に五男四女があり、娘たちは「桂香、檀香、茅香、蓮香」であることが記録されている。彼女たちは従姉妹同士で同世輩であるにもかかわらず、名に共通の字



が使われていないことが分かる。

次に、異世輩の女子たちの名に共通の字を用いることがあったことを『太原王楊氏支譜』巻一の(38)系図の一部を例に挙げてみたい。(図2)参照

ここでは、第十一世の萬昇の娘である「嚴貞」を中心にするにす。先ず「嚴貞」の従姉妹が「曲貞」という名であることが分かる。そして「嚴貞」の甥に当たる第十三世の正瓊には一番目に娶った妻と二番目の妻が生んだ計六人の娘がおり、それぞれの名が「旭貞、西貞、(資料が不鮮明なため不明)貞、要貞、賢貞、多貞」と記録されており、また「嚴貞」のもう一人の甥である正漣の四人の娘たちも「速貞、(不明)貞、寅貞、嬌貞」と記されている。さらに「嚴貞」の甥、正瓊の息子である家燧(第十四世)には三女があり、娘たちの名がそれぞれ「叙貞、(不明)貞、實貞」となっていて、彼女たちはみな「嚴貞」とは世輩が異なるのにもかかわらず「貞」の字が用いられた名が付けられている。

また、「嚴貞」の従姉妹の「曲貞」からみた場合も同様である。「曲貞」の姪が「瓊貞」という名であり、「曲貞」の甥、正珠の娘が「要貞、(名の記録なし)」で、その「要貞」の兄である家燧の娘たちが「早貞、麻貞、昶貞」であることが確認できる。さらに【図3】は前掲の系図に続く一部であるが、その下の世輩にもなお「庚貞」と「熬貞、平貞」という名の娘たちがいたことが分かる。五世輩の間に生まれた娘たちに対して「貞」という共通の字を使った名が付けられている。

このように、女性の場合は世輩の異なる女子に対しても共通の字を用いた名が付けられることがあったことが分かる。よって、女性



に生み出されたものであったといえる。

また、女性の呼称が、宗法制度との深い関わりで産出されたと思えば、同じく女性であつても、宗法制度以外の諸条件に制約されて生きなければならなかつた者には、また別の呼称形態があつたことが予想される。女流詩人であれば、男性の詩人と同様に詩人に相応しいような(43)、男装の女性には、女と疑われない男っぽい、妓女には客の遊び心を魅了しそうな美的で、且つ知的な、また下女には持ち主の趣向を反映した使い勝手の良さそうな名がそれぞれ生まれることになる(44)。名が生きていくための社会環境の必然性の所産であつたという仮説が成り立つためには、前述のような背景があつたはずである。それでは、妓女や下女の場合はどうであつたか、次に取り上げたい。

同時に複数の名を持つ女性の代表として挙げられるのは、女流詩人と妓女であろう。例えば、妓女は他人との接触頻度が高く、その職業柄、彼女たちにとって名は不可欠な道具であつたはずである(45)。明末清初の名妓、柳如是(一六一八—一六六四)は原名を「楊愛」といつたが、錢謙益を訪ねる際に女性であることを隠すために自らを「柳是」と称し、錢謙益と面会し、その別れ際には錢謙益に「字」を付けてもらい「柳如是」と称するようになったという。この一例は妓女が文人などと接触する機会も多く、名や「字」、号などが与えられる機会にも恵まれていたことを表しているといえる(46)。また、楊貴妃が明皇玄宗から「太真」という号を与えられたという話や(47)、清・孔尚仁「桃花扇」巻一にみえる名妓、李香君の号(香君)を、仮母の李貞麗が馴染み客であつた楊文聰に頼んで付けてもらう場面などは、男性が女性に名や「字」や号を贈

るといふ行為が愛情表現の一つであつたことをも想像させる一例である(48)。

名が主人や客の好みに応じて付けられるという点では、下女(49)もまた同様である。下女の場合は、宗法制度における正規の家族の一員となり得ない存在であるため、親族称谓語などない(50)。けれども、本人と特定するための呼称が必要であるため、幼名のまま呼ばれたり、主人によって自由に名が付けられた(51)。下女は、主人の所有物ともいふべき存在であつたからである。

ここに、旧中国における女性の名のあり方の一端が窺える。男性の場合には、親や本人にとつて望ましい人生を象徴する価値的な文字が、名や「字」、号などに用いられる場合が多かつたが、女性の場合には本人はもとより、親の期待する望ましい人生を象徴する価値的な文字すら用いられることが稀で、排行という序列性を重視した実用的な文字しか用いられない場合が多かつた。妓女や下女には、容姿の美しさや可愛らしさを想起させる価値的な文字が名に用いられる場合が普通で、その限りでは男性の場合のような、本人の人生尊重という命名の豊かさがあつたかのようにみえる。しかし、その場合の「価値的な文字」の「価値」とは、所詮妓女の顧客や、下女の所有者にとつて価値あるものではしなかつた。妓女や下女の場合には、より立派な名こそ隷属度が多く、不幸な境遇であることを示すものであつたとさえいえ、逆に親族称谓語による実用的な呼称で称されていた女性こそが、妻や妾といつた家族制度下において確固たる地位を持つていた幾分か恵まれた身分の者であつたともいえる。

「順次を示す字」に「親族称谓語」を付加した女性の名が、家庭

内における自身の立場を具体的に表象する実用性に富んだものであったことを踏まえ作品をみてみると、冒頭で取り上げた『金瓶梅』における一文の持つ意義も自ずと明らかとなる。潘金蓮が、正妻の呉月娘から「五娘」という呼び名ではなく、「六姐」という呼び名で呼ばれることを喜ぶ姿が描かれている理由は、「六姐」という呼び名が自分の生家での兄弟姉妹順を示すだけの呼称であるのに対し、「五娘」という呼び名が西門家の妻と妻たちの中における順位が、上から五番目であることを露骨に表すものだからである。

潘金蓮は、主人である西門慶の寵愛を一番に受けることを誰よりも願う、他の妻たちよりも上位に立つことにいつも執着していた。そんな金蓮にとって「五娘」という西門家での妻妾の順位の低さを露骨に示す呼び名は屈辱的なものでしかなかったのである。また、作者が周囲からどのような呼び名で呼ばれるのかということに拘る金蓮の姿を作品の中に取り入れたことにより、勝ち気な金蓮の性格が浮き彫りにされているともいえる。

そして、西門家の妻妾の中で、最高位に位置する女性を表す敬称である「大娘」という名で金蓮から呼ばれ、呉月娘が金蓮に好意を抱くという描写もまた金蓮が「六姐」という呼び名に拘る姿と同様に、「順次を示す字」と「親族称谓語」による名が、他者との「長幼の序」を明確にし、その人物の身分を具現化するものであったという風習が基盤となつて描き出されていることを示すものといえるであろう。

### おわりに

これまで、旧中国の女性は正式な名すら持つことができず、名あり方という一面だけを見ていても、男女の不等等さが色濃くとして、女性の名については男尊女卑を裏付ける一事例として取り上げられる傾向が強かった。確かに名が必要とされる機会の量的な視点からみれば男女差は激しい。また婚姻先で使われるようになる女性の名が、夫である男性の排行順と親族称谓語に準じたものであるため、男女不平等であるかのようにもみえる。しかしそれは、男性本位の一元の序列化に女性が組み込まれる存在であったことから生じる男女差であり、女性が卑下されていたために名すら与えられていなかったということではない。むしろ世輩を超えて共通の字を使つた名を持つ女性がいたという事例からは、彼女らが出身宗族内にあつては序列化から自由であったことさえ窺わせる。

妓女や下女という身分の女性には、本人の容貌の美しさや品位を高めることを目的とした商品名のような名や、個人と特定するためだけの名が必要であつたけれども、その他の女性にとつては、「人物の特定・実名の敬避・長幼の序を明確にする」という機能を兼ね備えた「順次を示す字」と「親族称谓語」による呼称こそが必要不可欠な名であり、この実用的な名以外の名は必要性がないのであればなくても支障がなかったのである。

### 注

(1) 使用したテキストは日光山輪王寺慈眼堂蔵本、徳山毛利氏棲息堂本、北京図書館蔵本を校合し、刊行された影印本『金

瓶梅詞話」(大安書店、一九六三年)であるが、小論では以下「金瓶梅」と称する。

- (2) 金蓮の兄弟順については第一回に「潘裁的女儿、排行六姐。」とある。なお「姐」「娘」などの称谓語については、明・王圻『稗史彙編』(明・万曆三十八年刻本、国防研究院図書館蔵本)巻之四十一・人物門・名姓類「婦人称姐」、明・陶宗儀『輟耕錄』巻第十四「婦女曰娘」参照。また妓女に対して用いられていた「娘」については明・余懷『板橋雜記』の冒頭に記述がある。

- (3) 例えば、『金瓶梅』の中で潘金蓮の身の回りの世話をする下女の春梅は、西門慶の家では名だけで呼ばれていたが、西門慶の死後に周守備の妾となると、潘金蓮から「龐大姐」と呼ばれている。

- (4) 従来、女性の名は「姓」と共に論じられることが多く、旧中国の女性は無姓無名で革命により姓名を取り戻したと述べられることがあった。しかし清末の革命家、康有為が『大同書』戊部・去形界保独立・婦女・第六、「不得自立」の項で「中国雖為抑女、猶其存其姓名、尚存自立自主之義。歐美則婦女一嫁、即改姓從夫、本身之姓名、永不得自立於大地之上。」と述べるのをみても適切ではないことが分かる。宮地幸子「中国の既婚女性の姓名」(『中国女性史研究』四号、一九九一年、所収)参照。また解放後の夫妻の姓について法の観点から論じたものに、加藤美穂子「中国家族法の諸問題」第六章「中国解放後における夫婦・親子の「姓」——その法と現実——」(敬文堂、一九九四年)、同氏「詳解 中国婚

姻・離婚法」(日本加除出版、二〇〇一年)があり、女性の無姓無名についても言及している。

- (5) 王慶淑「中国伝統習俗中的性別歧视」第五章、第四節(北京大学、一九九五年)参照。

- (6) 諸氏の研究は以下の通り。永尾龍造「支那民俗誌」第六巻・アジア学叢書89(大空社、二〇〇二年)、王泉根(林雅子訳)『中国姓氏考——そのルーツをさぐる——』(第一書房、一九九五年)、劉孝存「姓名・属相・人生」中国神秘文化系列(中国文聯出版社、一九九八年)。また以下の論考も女性の名について論じている。梁曉鵬「姓名略論」(『蘭州大学学报』社会科学版、一九八九年、總第47期所収)、陳明俠「中国の家族法」(敬文堂、一九九一年)、李錫厚「漢族」(張聯芳編『中国人的姓名』中国社会科学出版社、一九九二年、所収)、完顏紹元「趙錢孫李」中国古代生活文化叢書(上海古籍出版社、一九九三年)、内田進「中国——現代中国の姓名」(松本脩作・大岩川嫩「第三世界の姓名」明石書店、一九九四年、所収)、王守恩「命名習俗与近代社会」(山西大学学报(哲学社会科学版)、一九九五年、所収)、李順然「中国人・文字・暮らし」東方選書27(東方書店、一九九六年)、楊知勇「家族主義与中国文化」(雲南大学出版社、二〇〇〇年)、何曉明「姓名与中国文化」(人民出版社、二〇〇一年)、張汝宜「神秘種族生命密碼之文化探微——中国人姓名的演變及其文化動因」(猶他家譜学会 沙其敏・錢正民編『中国族譜地方志研究』上海科學技術文獻出版社、二〇〇三年、所収)。

(7) 女性に対する追悼文については、野村帖子「掃有光」先妣事略」の系譜―母を語る古文体の生成と発展」(『日本中国学会会報』第五十五集、二〇〇三年、所収) 参照。

(8) 宮地幸子氏は『後漢書』から『清史稿』に掲載されている列女伝の中の既婚女性の姓名の表示を八通りに分類し、「誰々の妻+本姓」という記載方法が最も多いことを指摘しており、名や字が記されている割合は『後漢書』六七％、『唐書』一六％、『宋史』〇％、『元史』一四％、『明史』六％、『清史稿』九％であるという。前出注(4) 宮地氏同論考、参照。ところが地方志に収録された列女伝をみると、明代女性の名の記録の割合は決して低いとはいえず、例えば『徽州府志』(明・弘治十五年刊刻) 卷十、列女の国朝(明代)に掲載されている女性たちの伝をみると、名が記録されている割合は四三％である。(国立中央図書館蔵本『明代方志選』①、台湾学生書局、中華民國五十四年、所収) 参照。また女性は姓を称するのが一般的であったことについては、滋賀秀三『中国家族法の原理』(創文社、一九六七年) 四十頁注(9) においても指摘されている。なお近年刊行された小林徹行『明代女性の殉死と文学―薄少君の哭夫詩百首』(汲古書院、二〇〇三年) でも『明史』に収録された列女伝を中心に女性の徳を讃える呼称について取り上げられている。また裁判記録など公文書の類では女性は「×氏」と姓で記されていることが通例であるが、中には原姓に夫の姓を冠した「冠姓」という呼称も確認できる。「冠姓」は周代の支配層で使用され、清代になり再び公文書などの上で使われるようになった

とされている。確かに文学作品でも、清・曹雪芹『紅樓夢』、清・吳敬梓『儒林外史』、清・劉頤『老殘遊記』など清代の作品の中には確認できるものの、それ以前の作品に「冠姓」は管見の限り見当たらない。周代以降、再び使用されるようになった時期については明確にされていないが、近年、阿鳳氏が宋から民国までの徽州文書の中では清代中期以降に「冠姓」が主流な呼称となつていくこと、また長い時間を経て変化したのではなく、恐らく乾隆年間に変化したのではないかと指摘している。阿鳳『明清時期徽州婦女在土地売買中權利与地位』(『歴史研究』二〇〇〇年一月号、総第二六三期) 参照。また末次玲子氏は民国になって「冠姓」が普及した主な理由として一九三一年に国民政府が施行した民法による「冠姓」の原則化をあげている。(中国女性史研究会編『中国女性史研究』第二号、一九九〇年) 参照。

(9) 明・楊士奇撰『東里集』四庫明人文集叢刊(上海古籍出版社、一九九一年)。

(10) 「字」とは成人後に付けられる名以外の呼び名であり、自稱の際には名を名乗り、相手を呼ぶ際には「字」を尊称として用いるのが礼儀とされていた。よつて名と「字」は卑称と尊称ともいうべき関係にあり一対をなすものといえる。「諱」とは死者の生前の名であり、生前は名といい、死後は諱という。「諱」の起源と歴史の変遷については、諸橋轍次『經史八論』第六章・諱(関書院、一九三三年) 参照。また名や「字」以外の名に「号」「別号」などがある。これら様々な呼称については、豊田国夫『名前の禁忌習俗』(講談社学術文

庫、講談社、一九八八年)、汪澤樹『姓氏・名号・別称—中國人物命名習俗』(四川人民出版社、一九九三年)に詳しい。  
 (11) 『東里集』に収録されている伝の中に一件のみ「諱」ではなく、「名」として記録されているものがある。『東里統集』卷四十三「饒節婦伝」…「節婦饒氏、名懿貞」。これは伝と墓誌銘の性質の差や墓誌銘に記録のある女性たちの多くが封号を持つ上層階級の者であるという差によるものとも考えられる。これについては稿を改めて論じるつもりである。なお女性の封号については、趙鳳階『中國婦女在法律上之地位附補篇』一一四—一六頁(食貨出版社、一九三七年)参照。また伝や墓誌銘には子供に関する情報が記録されていることがあるが、息子については名の記載があるのに対し、娘は名が省略され娘の人数と夫の姓や名が記録されていることが多い。中には、清・錢儀吉纂『碑伝集』卷一百五十五・列女七烈義下之下、清・邵齊壽「章烈婦墓碣」の「最後生一女、名催鳳。」や、明・葉盛撰『水東日記』卷三十一「圭齊許氏贈公碑」の「女二、長巽貞、適江西行省都事趙彝。次安貞、未嫁而卒。孫男四、寶山、燕山、白者、黑者。孫女五、小茶、三茶、増茶、順茶、相茶。」(明・葉盛撰『水東日記』元明史料筆記叢刊、中華書局、一九八〇年)のように娘と孫娘の名までもが記録されているものもあり、清・李頤『二曲集』卷二十一「宿儒泊如白君暨元配王孺人合葬墓誌銘」…「孫乃武、孫女某、俱馬氏出。」(清・李頤撰『二曲集』中華書局、一九九六年)のように孫女の名に「某」という字が充てられている記録もある。この場合、名が不明なので「某」の字が

充てられたのか、或いは女子であるため故意に「某」を充てたのかは不明であるが、この一例によっても女性が無名だったのではなく、ただ記録されない傾向が高かったということが分かる。

(12) 女性の「諱」に対して「某」の字が充てられているものもあり、『東里文集』卷二十一「陳孺人墓碣銘」、「東里統集」卷四十「故太安人宝氏墓誌銘」、卷四十「周母朱孺人墓誌銘」、卷四十二「給事中鄭君妻孺人王氏墓誌銘」などがそうである。

(13) 清・錢謙益『列朝詩集小傳』(上海古籍出版社、一九五九年)。

(14) これは妓女に詩を吟じる者が多く、詩人という性質上、「幼名」以外の名や「字」などを持つ割合が高いためといえる。例えば明代万曆年間の名妓、馬湘蘭は「馬姬、名守真、小字玄兒、又字月嬌。」と複数の呼称を持っていた。『列朝詩集小傳』閩集(上海古籍出版社、一九五九年)参照。また妓女は小字(幼名)と名の区別が明確にされている傾向が高かったと推測される。『列朝詩集小傳』には名と小字(幼名)が区別されている女性は六名いるが、そのうちの四名が妓女であるからである。妓女は幼い時から客前に入る機会があるため、幼名以外の名が新たに付けられたのであろう。他方、妓女ではない女性は名と幼名の区別が非常に曖昧であったと予想される。『碑伝集』の中に妓女ではない女性で、名と幼名が区別され記録されているケースは僅少である。女性の幼名と名の関係については更なる検討を要する問題だと思

われる。

(15) 清・錢儀吉纂『碑伝集』(沈雲龍主編)『近代中国史料叢刊』第九十三輯、文海出版社、一九六六年、所収。

(16) 例えば同右書卷一百五十九・列女十一・合伝上の鄭梁「開常四烈婦合伝」では妾が無姓有名で記録され、同書同卷合伝上の張貞「書画節女事」では下女でありながら有姓有名で記録され、同右書卷一百五十七・列女九・貞潔上の王大経「張氏女貞節伝」では未婚の娘が有姓無名で、さらに号が記録されている。

(17) 族譜とは同一血統の集団である宗族が長年に渡り保持してきたデータを集めたもので、同族内の主要人物の伝、規約、族産、系図などが収められている。族譜は「宗譜」、「家譜」など様々な名称があるが、小論では「族譜」という名称を用いる。その他の名称や構成については、多賀秋五郎『中国宗譜の研究』上巻(日本学術振興会、一九八一年)参照。また族譜は従来、史学の分野で宗族組織の問題を中心として論じられてきたが、近年では各分野からのアプローチがなされている。文学の分野では田仲一成氏が祭祀演劇と宗族に関する研究において族譜を援用している。田仲一成『中国祭祀演劇研究』(東京大学出版会、一九八一年)、同氏『中国の宗族と演劇』(東京大学東洋文化研究所報告、一九八五年)。その他の族譜を扱った論考については、拙論「族譜からみた明代短編白話小説の考察——「継嗣」に関する族規を手がかりに——」(大東文化大学『中国学論集』第十八号、二〇〇一年)注(2)を参照されたい。

(18) 『宛平王氏族譜』河北宛平、不分卷、王元鳳・王惺等重修、乾隆五十九年(一七九四年)、青箱堂刊本、東洋文庫所蔵。なお小論で資料として掲載した族譜については注に、族譜名・散居地・巻数・編者・編印年代・版別・収蔵所を載せた。

(19) ここでの「一字」が具体的に何を指すのかは不明である。

(20) 例えば同族譜、内傳、七代の「介福」という人物の段に「継子一振濠係長翁公(介福の弟、「字」長発)長子承嗣。女二、一適楊世澤、一適連文勳。」とあり、息子は名が記録され、娘は嫁ぎ先が記録されているのが通例であるものの、同内伝中にみえる「配李氏宛平縣人。(中略)生女適楊世澤。」「副勳氏宛平縣人。生女適連文勳。」という記録からは娘の嫁ぎ先(夫名)をそれぞれの生母の記録の中に記すことでどの娘か特定できるようにしていたことが分かる。もし娘が嫁ぐ前に死亡したならば嫁ぎ先(夫名)を記録することができない。そこでそのような場合は娘の名や排行順を記録するという措置が取られていたのだと推測される。

(21) 例えば明・徐渭(一五二一—一五九三)が、亡き妻のために残した「君姓潘氏、生無名字、死而渭追有之、以其介似渭也、名似、字介君。」という墓誌銘の一文も、名や字のない女性の存在が決して珍しいことではなかったことを示すものである。明・徐渭『徐渭集』第一冊『徐文長三集』卷二十六(中国古典文学基本叢書、中華書局、一九八三年)。

(22) 例えば『陳氏支譜』卷一・凡例「一、女之生年月日不書。書適某姓某人。娶氏亦書某姓。所以重婚姻也。」安徽桐城、

六卷、陳廷讀等修、嘉慶二十二年（一八一七年）、慶遠堂刊本、牧野文庫所藏、『武進羊氏宗譜』卷二・世表凡例「嫁娶凡娶婦而妻之祖父有名位者、必書某公孫女、某公女。嫁女而婿之祖父有名位者、必書某公孫、某公子。」江蘇武進、八卷、羊福南等三修、宣統三年（一九一一年）、岷山堂活字印本、Columbia University, East Asian Library 所藏、『江氏宗譜』卷一・凡例「一、娶妻宜明其所自某邑某鄉某人第幾女。如祖父兄弟有官職者、表内亦宜註明。出嫁之女亦然。」江蘇武進、八卷、江增泉等修、民国六年（一九一七年）、思源堂活字印本、Columbia University, East Asian Library 所藏、などのように、大部分の族譜が宗族内に生まれた女子については名や生年月日は記録せず、嫁に出ればその出嫁先を明記するよう規定しており、娶った女性についても名は記載せずに姓と出自を記録するように規定していた。この点は墓誌銘などの追悼文の記載方法と共通している。対して男子が夭死して幼名しかない場合は、幼名を記録するよう規定していた宗族があった。『如皋吳氏家乘』（江蘇如皋、三十卷首一卷、吳江・吳杓等重修、民国十四年（一九二五年）、木活本、国立国会図書館所藏）卷三十・雜記「第二十八條 族中凡有成丁早逝、而未取名者、則書欠名。本有名、而其家自忘之者、則書失名。僅存乳名者、則書乳名。」などである。また母の再婚で宗族を出る男子に幼名しかない場合も、将来の婦宗に備えて記録するよう規定していた宗族がある。『譚野吳氏宗譜』

十四年（一九二五年）、思謙堂刊本木活、Harvard-Yenching Library 所藏。これらの規約は幼名避忌の風習よりも同一血統による宗族の永続を重視していたことを示すものである。

(23) 『錫山吳氏世譜』江蘇無錫、六卷首末各一卷、吳慕蓮等統修、光緒十二年（一八八六年）、木活本、国立国会図書館所藏。また『毘陵薛野吳氏族譜』（江蘇・武進、合二十三、吳晋等重修、民国二十二年（一九三三年）、活字本、Columbia University, East Asian Library 所藏）卷五・列女にも「吳軾妻莊氏、名盤珠、字運佩。」とある。

(24) 『蜀西崇陽王氏族譜』四川崇慶、十四卷、王璿章・王上乘等重修、民国二十五—二十六年（一九三六—三七年）、鉛印本、国立国会図書館所藏。名族之譜とは、ある地域の望族を配列した譜である。前出注(17)多賀氏同書十頁、参照。

「宋沈休文太平陳氏之譜」は南北朝時代の宋齊梁に渡り活躍した詩人、沈約が編纂した太平陳氏の譜を指すのか、「太平陳氏譜」なるものが実際にあったのかなどは不明である。なお同族譜の巻五には「女子名字年齡職業暨適人籍貫姓名官職表 其他各房今須闕如後當增補」との項がある。

(25) 中国における親族称谓語は非常に複雑である。「姑」は父の姉妹、「娘」は母親を指すが、『金瓶梅』の中で吳月娘が妾をはじめ家の使用人からも「大娘」と呼ばれていることから分かるように、親子関係でなくとも「娘」を用いて称した。元来「娘」は「嬢」とは区別されていた。称谓語の「娘」および、その他の称谓語の歴史的変遷については郭明昆「父母称谓考」（『東洋思想研究』第二、岩波書店、一九三八年）

参照。また「妹」は実際の「妹妹」（いもうと）に対してだけでなく、自分と同世輩か年下の女に対して使い、親しみを込めた呼称としても使われた。「妹」に順次を示す字を付加し「二妹」とすることで人物の特定が可能となり、その女性の正式名として機能する。様々な親族関係名称については、清・梁章鉅『稱謂錄』（中華書局、一九九六年）、中生勝美「村落共同体と世代擬制——華北平原の世代ランク」〔岩本由輝・大藤修編『家族と地域社会』早稲田大学出版部、一九九六年〕参照。

(26) 前出注(15) 同書、卷一百五十七・列女九貞潔上

(27) 同右書、卷一百五十八・列女十貞潔下

(28) 同右書、卷一百五十三・列女五烈義上之上

(29) 「同一世輩間」とは共通の始祖から数えた世代が同じ閭柄を指す。同世代という血縁関係がない閭柄にも使うことがあるため、小論では世輩という言葉を用いた。

(30) 排行制については、郭明昆「称呼と命名の排行制について」〔『東洋思想研究』第三、岩波書店、一九三九年〕、仁井田隆「旧中国社会の『仲間』主義と家族——団体的所有の問題をも含めて」〔日本法社会学会編『家族制度の研究』下、有斐閣、一九五七年〕、上田信「伝統中国（盆地）〈宗族〉にみる明清時代」〔講談社、一九九五年〕、中生勝美「中国命名法と輩行制」（上野和男・森謙二「名前と社会——名づけの家族史」早稲田大学出版部、一九九九年）参照。

(31) 前出注(30) 郭氏同論考、参照。

(32) 明清から民国において、字輩による命名法は民間にも広く

流行していたという。王泉根（林稚子訳）『中国姓氏考——そのルーツをさぐる』（第一書房、一九九五年）参照。族譜にも「呉趨汪氏支譜」巻首「一、命名字行所以別世次也。吾家遵字行以下尚未編定、茲即克字行起衍成十六字曰克。遵先志迺鑿孫謀福佑、同宗緒承有穀嗣後、命名將十六字週、而復始雖子姓繁多、而有字行、可稽則序次、可以毋紊焉。」江蘇吳興、十二巻首一卷、汪體椿等重修、光緒二十三年（一八九七年）、木活本、国立国会図書館所蔵、『會稽日鑄宋氏宗譜』巻首「一、凡幼子童孫命名授字、皆加慎挾。其有祖宗名号所在不宜侵干者、謹為避去重忌諱也。」浙江紹興、六巻首一卷、宋楚玉等修、同治八年（一八六九年）、忠孝堂刊本木活、Columbia University, East Asian Library 所蔵、などの規約があり、命名の際に異世輩者間で字が重複したり、先祖の諱名と重複するのを避けるよう注意が促されていた。

(33) 前出注(30) 郭氏同論考、参照。なお郭氏によれば、輩行字に排行順を附した呼称「行第」は宋代頃の使用され、主に族譜の記載上のみ使用されることがあり、氏はそのような「行第」を「叙譜行」や「廟行」と称するとしている。しかし上田信氏は明代浙江省では「行第」が呼称としても日常使用されていたことを実証的に明らかにしている。前出注

(30) 上田信氏同書、参照。

(34) 実名を敬避する習慣については、中山久四郎「支那歴代避諱通考」〔『史学雑誌』十二編五、六、七号〕、および前出注

(10) 豊田氏同書、参照。

(35) 『明史』巻三百三・列傳一百九十一・列女三「曹復彬妻楊

氏。復彬、江都諸生、城破、復彬創僕地、楊匿破屋中。長女  
 禧文、年十四、趣母決計。次女荷紅、年十二、請更衣死、楊  
 止之、復彬執不可、乃為三縊、次第而縊。」

(36) 葉紹袁『午夢堂集』上(中華書局、一九九八年)参照。ま  
 た前出注(14)同書『列朝詩集小傳』閩集「王氏鳳嬭」に  
 「華亭張孺人王氏、名鳳嬭。王解元獻吉之姉、張進士本嘉之  
 妻也。本嘉為宜春令、卒于官。艱辛自誓、撫其子汝開、孝于  
 鄉、為懷慶丞。年七十餘乃卒。女引元、字文妹、引慶、字媚  
 妹、皆工翰藻。」とあり、名と「字」の双方に共通の字が使  
 われている例である。

(37) 『隴西李氏四修族譜』卷八「録龍公派論秀位下五代図表」  
 二十五卷首四卷、李承慶・李樹修、民国二年(一九一三年)、  
 刻本、(『中華族譜集成 李氏族卷』巴蜀書社、一九九五年、  
 所収)。なお族譜の系図の部分には名だけが記録されている  
 体裁のもの、役職や妻や子に関する情報も記録されている  
 体裁のものがあり、前者が「世系」、後者は「世表」と区別  
 されて族譜に掲載されていることも少なくないが、小論では  
 世系と世表の両者を指し系図という用語を用いた。また小論  
 に示した表は便宜上、男性が属している世輩の箇所に並列し  
 て女性の名を載せたが、実際には世表の中の父の名が書かれ  
 ている段(正確には生母の姓の横)に娘の人数、名、出嫁先  
 などが記録されていることが通例で、ここに示したように世  
 系の中に女子が組み込まれて記録されていることはない。

(38) 『太原王楊氏支譜』卷一「本祖二公房立鐸公支下派系」  
 二十五卷首一卷、王際春等修、同治五年(一八六六年)、敦

陸堂刻本(『中華族譜集成 王氏族卷』巴蜀書社、一九九五  
 年、所収)。なお「楊」姓は隋帝に授かった国姓であるため  
 譜名が王楊氏となっている。

(39) 袁枚(字子才、号簡齋、存齋)方浚師編輯『隨園先生年  
 譜』(王英志主編『袁枚全集』第八冊、江蘇古籍出版社、  
 一九九三年、所収)参照。なお妹たちの詩や文は、袁枚編  
 『袁家三妹合稿』として収録されている。(『袁枚全集』前出  
 同書、第七冊、所収)参照。袁棠には袁傑(字淑英)という  
 妹もいたとされる。施淑儀撰『清代閩閩詩人微略』巻四「袁  
 傑」(『清代傳記叢刊』学林類、明文書局印行、所収)、およ  
 び合山究「袁枚と女弟子たち」(九州大学『文学論輯』第31  
 号、一九八四年、所収)参照。

(40) 例えば清代の康有為は六人兄弟姉妹で、「有溥」という弟  
 の他に二番目の姉の「逸紅」、妹の「瓊瑤」「順」がおり(一  
 番目の姉の名は天死のため不明)、兄弟は輩行字による名で  
 あるのに姉妹は全く異なる範疇の名が付けられ、女子は輩行  
 字による命名の制限がなかったことを示す一例である。坂出  
 祥伸『大同書』(明德出版社、一九七六年)参照。

(41) 清・徐珂『清稗類鈔』(中華書局、一九八四年)。

(42) 清・楊淮撰『古鹽菜府』(『司畫奴』に「疎娘者、姓易氏。  
 世居松陵之舜水鎮、父好蓄古畫、令疎掌之、呼為畫奴、復因  
 其暱呼流盼、更名為疎娘。)(『歷代学人撰』筆記小説大観』五  
 編第六冊(新興書局、一九八一年)とあり、小説では清・天  
 花藏主人『玉嬌梨』第一回「小才女代父題詩」に「夫人吳氏  
 各処求神拜佛、燒香許願、直到四十四上、方生得一个女儿。

臨生這日、白公夢一神人賜他美玉一塊、顔色紅赤如日、因取乳名叫做紅玉。」とみえる。

- (43) 例えば明代万曆年間の戯曲家であつた李漁に原名「仙侶」、字「謫凡、笠鴻」、号「笠翁、天徒、笠道人、湖上笠翁、隨庵主人、新亭客樵」と複数の呼称があつたように、士大夫層の男性が複数の呼称を持つのは一般的であり、女流詩人もまた同様に名や「字」など複数の呼称を持つことも少くなかつたと予想される。その際には詩人に相応しい呼称を付けていたであろう。そのような事例は小説にもみられ、清・曹雪芹『紅樓夢』（庚辰本『脂硯齋重評石頭記』）第三十七回では、李納、林黛玉、薛宝釵、探春らが遊びで詩会を開くのに詩人らしい号が必要だとしてそれぞれ号を付けるという場面がある。

- (44) 女性の順次を示す字と親族称谓語による名以外の名が生まれる状況の一つの例として、唐・柳宗元撰『柳河東集』巻十三・墓誌「下殇女子墓傳記」の病を治すために名を付けてもらう女性の記事がある。（楊家駱編『中国文学名著』第三集、世界書局、一九六三年、所収）参照。

- (45) 例えば清末の妓女、賽金花は土地を変えるたびに何度も改名をして妓女を続けていた。朱翔『賽金花 全伝』（光明日報出版社、二〇〇二年）、柯興『賽金花伝』（華芸出版社、一九九一年）参照。

- (46) 齊藤茂『妓女と中国文人』（東方書店、二〇〇〇年）参照。また妓女と文人との関わりについては、大木康『中国遊里空間―明清秦淮妓女の世界』（青土社、二〇〇一年）、陶慕寧

『青樓文学与中国文化』（東方出版社、一九九三年）に詳しくい。

- (47) 明・呉世美撰『驚鴻記』万曆間金陵世德堂刻本（影印本『古本戯曲叢刊』二集、所収）。

- (48) 妓女の名は男性が妓女に贈る詩を作る際にも利用された。清・黄協瑱『鋤經書舍零墨』「花間楹帖」に「凡贈妓之聯、多以名字属对。」とある。歴代学人撰『筆記小説大観』二十一編、第八冊（新興書局、一九八一年）。

- (49) 下女については、明・沈德符撰『万曆野獲編』巻三・宮人姓名に「本朝宮女命名、最不典雅。如世宗壬寅宮嬪逆案、其名俱蓮菊蘭荷之属、與外間粗婢命名無異。」とあるように、宮仕いをする婢女と一般家庭の婢女では従事する労働の内容に格差があり、下女といってもランクがあつたことが予想されるが、小論では労働の軽重にかかわらず、主人の支配下に置かれ家事や雑務といった労働をする女性を総称して「下女」という言葉を用いた。

- (50) 例えば明代『英宗実録』巻八十一には、「正統六年秋七月己酉」代王桂寵其侍女荣花、菊花、妃徐氏妬之、莩其鼻口、漆其身成癩。」と侍女は名のみで記録され、妃は姓のみで記録されている。（台湾中央研究院歴史語言研究所編『明英宗実録』収録）。また康熙年間処理孔氏族人訟案（一）（三六〇一）之十五「孔尚稷后為牛貫闕弟打死妾女俱罪逃避乞拘押嚴究事」の「被后入、牛貫闕並父、牛氏。干証人、杜長民、王乘所、王際宇、戚氏、小腊梅、小迎春、小書童」という記事は妾が姓で記録され、下女下男が名で記録されて

いる例である。(曲阜孔府档案史料選編)第三編・清代档案史料・第十八冊・刑訟、齊魯書社出版、一九八五年)参照。

(51) 例えは清・閑齋氏撰『夜譚隨錄』「梨花」には、十歳の女子を買い命名するという話がある。歴代学人撰『筆記小説大観』二編第十冊(新興書局、一九八一年)所収。また主人が下女に対して愛情や思い入れがある場合は凝った名や「字」をも付けることもあった。宋代の詩人、蘇軾の侍妾の王朝雲は子霞という「字」を持っていたことが、宋・蘇軾『蘇東坡集』第十四冊、第十二卷、墓誌銘四首「朝雲墓誌銘」(国学基本叢書四百種・王雲五主編『蘇東坡集』台湾商務印書館、一九六八年、所収)にみえる。この侍妾が正式な妾であったのかは不明であるが、蘇軾の子を生んでいることは確かである。また下女に思い入れがあつて名を付ける場面が『紅樓夢』第三回にある。もともとは賈母の下女であつた「花珍珠」が宝玉の身の回りの世話をする下女となると、宝玉によつて「襲人」という名を付けてもらつている。同書第二十三回に、宝玉の父、賈政の「丫頭不管叫个什么罢了、是誰這樣刁钻、起這樣的名字？」という発言があり、宝玉が彼女に思い入れがあるために「襲人」という下女らしくない名を敢えて付けたことが分かる。さらに主人の意向で改名されるのは下男も同様である。『脂硯齋重評石頭記』では、下男の「茗烟」の名が、第二十四回以降「焙茗」となつており、第三十九回で再び「茗烟」に戻つている。一方、「程甲本」と称される『新鐫全部繡像紅樓夢』(乾隆五十六年、木活本)では、「烟」の字が良くないからと賈宝玉によつて改名させ

られたのだ、という改名の理由を述べる場面が書かれ、第三十九回以降も「焙茗」という名で統一している。詳しくは、伊藤漱平訳『紅樓夢』上、第二十四回注(三)、および第三十九回注(五)(平凡社、一九七三年)参照。また、同書第二十四回注(三)に、「程甲本」に「焙茗」と改名した理由を書くことで、名が異なつていることの辻褄を合わせたとの指摘がある。この辻褄合わせも下男は主人の意向で、容易に改名させられる事があつたという社会通念を作者が利用した補筆であると考えられる。